広報広聴課長 様

愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議事務局(担当課長:今治保健所企画課長)

審議会等の会議の公開又は非公開の決定について (報告)

このことについて、次のとおり報告します。

審議会等の名称	令和7年度第1回愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議					
事務局(担当課)	今治保健所 企画課 (担当) 奥田 幸男 (内線)254					
設 置 根 拠	□ 法 律 □ 条 例 ■ 要綱等 (名称)愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議設置要綱					
設置年月日	平成27年6月1日					
審議会等の内容	今治構想区域における地域医療を確保することを目的に、地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。					
公開・非公開決定(予定)日 (決定した会議開催日等)	令和7年9月11日					
公開・非公開の別 (決定の内容)	□ 公開 □ 全部公開 □ 非公開 □ 非公開 □ お分公開 □ まつり □ 日本					
公開・非公開に 係る法令等の規定	□ 有 無 (名称)					
公開できない審議	非公開とする具体的理由				非公開規定	
病床数適正化支援事業について		個別の医療機関における経営状況等 に係る事項を取り扱うこととしており、 当該情報が議事において公になると、当 該医療機関の正当な利益を害するおそ れがあるほか、県民に誤解を与え、不当 に県民の間に混乱を生じさせるおそれ があるため。 また、協議にあたり、率直な意見交換 や意思決定の中立性が不当に損なわれ るほか、不当に県民の間に混乱を生じさせ、医療機関に不利益を及ぼすおそれがあるおそれがあるため。				
令和7年度地域医療介護総合確保 基金事業の要望について		個々の具体的事業計画内容や事業経 (1)-2 費など、競争上の地位や利益を害するお				(1)-2
企业サ本い女主に リー	それがあり、個人・法人等の権利・利益 を保護する必要があるため。					
摘 要	新たな決定					
	報 告 日 令和7年10月10日					

- 注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。)
 - 2 「公開・非公開の別(決定の内容)」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議等の内容、 非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
 - 3 「公開できない審議等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。 また、「非公開規定」は、例えば、審議会等の会議の公開に関する指針の3(公開基準)の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、"(1)-1"と記入してください。
 - 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に"新たな決定"と記入してください。